

保育園保育料の改定見送りについて

入所児童一人当たりのコスト等の上昇に伴い、本来、保護者に追加負担を求めべきところ、物価高騰等による子育て家庭の家計負担を考慮するとともに、国における子育て家庭の経済的負担の軽減の考え方を踏まえ、実質的な負担軽減となるよう、令和6年4月の保育料については改定を見送ります。

1 経緯

区は、3年に1度、保育料の見直しを実施しています。平成27年4月に、17年ぶりに保育料を改定して以降、平成30年、令和3年と、国が定める徴収金基準額の上限額（104,000円）との乖離を縮小するために保育料を引き上げてきました。

一方で、国は、子育て世帯の経済的負担の軽減に向けて取り組むこととしており、区はこうした国の動きを捉えつつ、依然として続く物価高騰が及ぼす子育て世帯への影響を考慮し、保護者が安心して子育てできるよう、本年9月からは、給食費（相当額）の負担軽減を行っています。

2 入所児童一人当たりの事業コストの状況

区は、保育の質の向上に向けた取組や、ICTの導入による利便性の向上など保護者サービスの充実を図っており、これまでの施設整備等による「量の拡大」からシフトし、保育内容の「質の向上」にかかるコストが増加しています。

令和4年度の保育園（区立認可保育園）に関する事業コストは76億3,280万円で、前回の保育料改定を決定した令和2年度比で約6.8%の増、入所児童一人当たりのコストとしては約15.4%の増となっています。

3 保育料見直しの考え方と方向性

(1) 国における経済的負担の軽減の考え方を踏まえた見直し

入所児童一人当たりのコスト等の上昇に伴い、本来は保育料を増額改定し、保護者に追加負担を求めべきところ、物価高騰や国における子育てに係る経済的支援の強化等の動きを踏まえて、実質的に保護者の負担軽減となるように見直しを行った結果、令和6年度の保育料改定は行わないこととしました。

(2) 国徴収金基準額の上限額との乖離を縮小していく姿勢の堅持

国は、保育料の上限額である徴収金基準額の見直しには言及しておらず、この徴収金基準額と区の保育料との差額については、一般財源で補填して

いることから、この差を縮小していく必要があります。

また、入所児童一人当たりのコスト増を利用者負担として求めていく必要もあることから、物価高騰が子育て家庭に及ぼす影響を注視しつつも、区の保育料を国徴収金基準額の上限額に近づけていく姿勢はこれまでどおりとします。

4 次回の見直しに向けて

次回の保育料見直しは3年後の令和9年度に向けて実施しますが、国が「こども未来戦略方針」において、今後3年間、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化に集中的に取り組むこととしていることから、物価高騰対策などによる子育て世帯の経済的負担の状況を注視していきます。